2　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操　業　区　域	数　　量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	6,600
		⑵　オホーツク海の海域	59,000
		⑶　太平洋の海域	101,000
2	ずわいがに	⑴　A海域	3,217
		⑵　B海域	28
		⑶　D海域	875
		⑷　E海域	536

㈱　操業区域の欄の海域は上記１と同様とする。

第６の１の⑵及び⑶を次のように改める。

⑵　すけとうだら

（単位：トン）

都道府県名	数　　量
北海道	113,900

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び新潟県については、若干とする。

⑶　まあじ

（単位：トン）

都道府県名	数　　量
千葉県	5,000
三重県	6,000
和歌山県	5,000
島根県	37,000
山口県	6,000
愛媛県	8,000
長崎県	23,000
大分県	4,000
宮崎県	5,000
鹿児島県	6,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県及び熊本県については、若干とする。

㈱　第３の３の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

第６の１の⑸を次のように改める。

⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

都道府県名	数　　量
東京都	19,000
静岡県	19,000
三重県	37,000
和歌山県	11,000
島根県	22,000
高知県	9,000
長崎県	24,000
宮崎県	23,000
鹿児島県	25,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県及び大分県については、若干とする。

㈱　第３の３の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

第６の１の⑺を次のように改める。

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

都道府県名	数　　量
北海道	168
秋田県	27
山形県	61
新潟県	236
富山県	40
石川県	472
福井県	273
京都府	85

茨城県及び島根県については、若干とする。

㈱　沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第３の３に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。